第64回社会保障審議会生活保護基準部会 令和８年11月17日	資料２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

消費水準の変化の反映において参照する指標の候補の考え方と特徴・留意点①

第60回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年8月25日
資料１

家計調査公表データ	定期検証との整合性				データの安定性		透明性	全国家計構造調査の年収第１・十分位との動きの類似性(＊２)
参照する指標 （生活扶助相当支出の変化率）	年収階級第１・十分位	世帯類型のカバー範囲	世帯属性のコントロール	生活扶助相当支出の詳細品目での設定	標準誤差率	対前年比の標準偏差（H16～R７）	第三者の検証可能性	
①２人以上・勤労者世帯（年収階級第１・十分位）	△ （＊１）	△ （単身や自営業・無職は含まない）	× （ただし集団の均質性は一定あり）	× （粗い品目分類での推計）	1.2%	3.74	公表データのみで集計が可能	乖離率の平均：3.7%pt （＋が4回 －が３回）
②総世帯（年収階級第１・十分位）	△ （＊１）	○	×	× （粗い品目分類での推計）	2.3%	3.48	公表データのみで集計が可能	乖離率の平均：1.8%pt （＋が3回 －が０回）
③総世帯（全年収階級）	×	○	×	○	0.6%	2.42	公表データのみで集計が可能	乖離率の平均：2.1%pt （＋が２回 －が1回）
④２人以上・勤労者世帯（全年収階級）	×	△ （単身や自営業・無職は含まない）	× （ただし集団の均質性は一定あり）	○	0.4%	2.36	公表データのみで集計が可能	乖離率の平均：2.9%pt （＋が３回 －が4回）

＊１　年収第１・十分位について、世帯人員ごとに抽出している場合○とし、当該世帯区分全体で抽出している場合△とした。（次ページにおいて同じ。）
＊２　「参照する指標の５年ごとの伸び率」と「全国家計構造調査（２人以上・全世帯・第１十分位・公表データ）による５年ごとの伸び率」の差の絶対値について、令和元年までの把握可能な回数分平均したもの。

消費水準の変化の反映において参照する指標の候補の考え方と特徴・留意点②

第60回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年8月25日
資料１

家計調査特別集計	定期検証との整合性				データの安定性		透明性	全国家計構造調査の年収第１・十分位との動きの類似性
参照する指標 （生活扶助相当支出の変化率）	年収階級第１・十分位	世帯類型のカバー範囲	世帯属性のコントロール	生活扶助相当支出の詳細品目での設定	標準誤差率	対前年比の標準偏差（H16～R７）	第三者の検証可能性	
⑤２人以上・勤労者世帯（年収階級第１・十分位）	○	△ （単身や自営業・無職は含まない）	△ （集団の均質性は一定あり、世帯分布調整可能）	○	1.1%	－	個票データの利用が必要	－
⑥総世帯（年収階級第１・十分位）	○	○	△ （世帯分布調整可能）	○	1.9%	－	個票データの利用が必要	－

CTIミクロ	定期検証との整合性				データの安定性		透明性	全国家計構造調査の年収第１・十分位との動きの類似性
参照する指標 （生活扶助相当支出の変化率）	年収階級第１・十分位	世帯類型のカバー範囲	世帯属性のコントロール	生活扶助相当支出の詳細品目での設定	標準誤差率	対前年比の標準偏差（H16～R７）	第三者の検証可能性	
⑦総世帯（全年収階級）	×	○	△ （世帯人数の調整可）	○	0.3%	－	公表データのみで集計が可能	－ （※）

※　CTIミクロの参考詳細表については、平成27年から公表されているため長期間のデータ取得が困難であることに加え、令和２年以降のデータは基準年改定時に推計方法が見直されていることで令和元年以前との単純な比較が難しいことから、全国家計構造調査の年収第１・十分位との類似性の確認は行っていない。

経済指標を参照して消費水準の変化を反映する際の留意事項

第60回社会保障審議会生活保護基準部会 令和８年8月25日	資料１

○　一般低所得世帯の消費水準の変化を反映する際に参照することが考えられる指標は、いずれも統計的な誤差が含まれることは避けられない。

○　一般低所得世帯の消費水準の変化を生活扶助基準に反映する際には、所得階層間で消費の動向に大きく乖離が生じていないか、乖離が生じている場合には、その背景を可能な限り把握し、慎重に検討を行うことが必要。

経済指標整理とりまとめの抜粋

○　整理した各評価軸に基づき、全国家計構造調査の調査時点以降の一般低所得世帯の消費水準の変化を反映する際に参照することが考えられる指標について、その特徴や課題等を整理するとともにそれらの安定性を高めるための方策について検討した結果を整理したが、いずれを参照する場合でも、統計的な誤差が含まれることは避けられない。

○　実際、過去の推移を見ても、家計調査の年収階級第１・十分位を参照する際には、前年比の変動が大きくなりやすい傾向があり、全年収階級を参照する際には、リーマンショックや消費税引上げなど実質可処分所得に大きく影響する公的制度の改正、パンデミックといった社会経済情勢の特殊要因によって、消費が大きく変動し、年収階級第１・十分位と全年収階級の消費の動きにも大きく乖離が生じるケースが見られることに留意が必要である。

○　このため、どのような指標を参照するかにかかわらず、所得階層間で消費の動向に大きく乖離が生じていないかを確認する必要があり、乖離が生じている場合には、その背景について、物価や賃金などの関連指標も含めて可能な限り把握し、「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」（生活保護法第８条第２項）という観点を踏まえて、基準改定の必要性を慎重に見極めた上で、社会経済情勢を総合的に勘案した政策判断を行うことが求められる。

第60回生活保護基準部会における主な意見①

【消費動向を把握する指標の考え方について】

○　物価指標の活用も検討したが、5年後の定期検証との整合性を考えると、最終的には消費指標を中心に考えるべき。

○　定期検証との整合性には「低所得層を参照する」という論理的整合性、「実際の動きが近い」という実証的整合性の二面がある。日本では所得階層間の消費変化は比較的並行して動くため、必ずしも第１・十分位に限定しなくても実証的には妥当な結果が得られる。

○　年収階級第１・十分位を使わない全年収階級の指標でも、全国家計構造調査との乖離は必ずしも大きくなく、有力な候補になり得る。

○　全年収階級の指標を使う方向性は理解する。ただし、リーマンショックやコロナなど大きなショック時には年収第１・十分位と全年収階級の消費の動きが異なる可能性がある。「どのような品目の消費が変化したのか」という中身も確認すべき。

○　理念的には低所得世帯を直接参照できる「総世帯第１・十分位（特別集計）」が最も定期検証と整合的。CTIミクロ等は補完的指標として活用する「二段構え」も考えられるのではないか。

○　年収階級第１・十分位を検証の基本とする考え方は維持すべき。一方で、他の所得階層との比較も重要。相対的剥奪や社会参加の観点からは、年収階級第１・十分位だけでなく幅広い世帯との比較が必要。

○　年収階級第１・十分位を用いるなら、総務省公表の単純な第１・十分位より、世帯人員別に抽出する特別集計方式の方が適切。ショック時には全世帯と低所得層の動きが乖離することもあるため、主指標に加えて補助的指標を参照しながら総合判断する仕組みが望ましい。

○　今回だけでなく、将来的にも直近データの反映方法を検討すべきではないか。

第60回生活保護基準部会における主な意見②

【CTIミクロについて】

○　サンプル数が少ない家計調査の年収第１・十分位の消費は不安定な動き。一方、CTIミクロは複数統計を統合しているため情報量が多い。世帯分布調整系列が利用可能であり、生活扶助相当支出もある程度把握可能となっているのに加え、公表データで利用でき透明性も高いという利点がある。総合的にはCTIミクロの活用が有望ではないか。

○　CTIミクロについて、今回の整理で有効性が確認されたことは大きな成果。

【透明性について】

○　マイクロデータ利用は再現性の確保が難しくなるため、行政の説明責任の観点から、公表データによる第三者の検証可能性（透明性）は重要ではないか。ただし透明性は絶対条件ではなく、複数ある評価軸の一つであることに留意が必要。

消費水準の変化の反映において参照する指標選定の考え方と候補の整理（案）

参照する指標の考え方と候補の整理（案）

○　生活扶助基準の定期検証が一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る仕組みであることから、消費動向の反映においても、その基本的考え方との整合性を確保することは重要であり、年収階級第１・十分位の消費の指標を参照することが考えられる。

○　一方、家計調査における低所得層のサンプル数には限界があり、短期間の消費の変化率を把握する際には推計誤差により変動が大きくなる可能性があることから、統計的安定性にも十分配慮すべきであり、全年収階級の消費の指標を参照することが考えられる。

○　生活保護受給世帯の生活への影響を勘案すると、短期間の消費の変化を生活扶助基準に反映するに当たっては、統計的安定性の高い「CTIミクロによる総世帯・全年収階級（世帯人員調整あり）の生活扶助相当支出額」を主な指標として位置づけて参照することとしてはどうか。

○　その際、全年収階級の消費動向と年収階級第１・十分位の消費動向に大きく乖離が生じていないかを確認し、乖離が生じている場合には、その背景について、物価や賃金などの関連指標も含めて可能な限り把握し、全国家計構造調査実施年以降の消費動向を総合的に評価をすることとしてはどうか。

○　年収階級第１・十分位の指標としては、定期検証との整合性を重視する観点から、「家計調査（特別集計）による総世帯・年収階級第１・十分位の生活扶助相当支出額」を主に参照することとしてはどうか。
　また、透明性の確保の観点から、「家計調査（公表データ）による２人以上勤労世帯・年収階級第１・十分位の生活扶助相当支出額」も併せて参照することとしてはどうか。

※　家計調査の公表データの年収階級第１・十分位は、総世帯を対象として年収が下位10%に該当する世帯であるのに対し、家計調査の特別集計による年収階級第１・十分位は、世帯人員別に年収が下位10%に該当する世帯。

調査実施時点（令和６年）以降の消費動向等について

○　全国家計構造調査の実施年である令和６年以降の消費など経済指標の動向は以下の表のとおり。
○　家計調査等により消費水準の変化を反映する際には、全国家計構造調査の実施月（10～11月）の消費水準の変化ではなく、標準誤差率が比較的小さい年平均データを用いることが適当と考えられる。
　ただし、評価時点における令和８年の消費動向については、令和８年９月までの結果が参照可能となっている。
　令和6年から直近時点の消費水準の変化を年単位（12か月分）のデータにより確認する観点から、令和６年平均と直近12ヶ月平均（令和７年１０月～令和８年９月平均）の変化率を参照することも考えられるのではないか。
※　両者で開始月が異なるが、同じ12か月であるため、季節性による影響を除去した比較となっている。

	生活扶助相当支出の伸び							消費者物価指数（総合）	賃金（全労働者）
	家計調査公表データ				家計調査特別集計		CTIミクロ		
	２人以上勤労世帯 第１・十分位	総世帯 第１・十分位	総世帯 全年収階級	2人以上勤労世帯 全年収階級	２人以上勤労世帯 第１・十分位	総世帯 第１・十分位	総世帯 世帯人数調整あり		
令和６年→令和７年	＋２．５%	＋２．２%	＋３．７%	+5．2%	＋１．８%	＋４．０%	＋３．２%	＋３．２%	＋２．３%
令和７年１～9月→令和８年１～9月 ※賃金は１～８月	＋８．９%	▲０．４%	＋０．５%	▲１．０%	＋３．９%	＋２．７%	▲０．０%	＋１．６%	＋３．６%
令和６年→令和８年１～9月 ※賃金は１～８月	＋１１．６%	＋１．８%	＋４．２%	＋４．２%	＋５．８%	＋６．９%	＋３．２%	＋４．９%	＋６．０%
令和６年→直近12か月	＋９．２%	＋０．６%	＋３．３%	＋４．５%	＋４．８%	＋６．１%	＋３．２%	＋４．４%	＋４．６%

※１　家計調査の2人以上勤労者世帯（第１・十分位）について、消費支出額から用途分類による学校給食、住居、保健医療サービス、自動車等購入、自動車等維持、授業料等及び教科書・学習参考教材を除いた概算値。

※２　家計調査の総世帯について、消費支出額から用途分類による学校給食、住居、保健医療サービス、自動車等購入、自動車等維持、教育を除いた概算値。

※３　直近12か月平均について、家計調査の2人以上勤労者世帯及びCTIミクロは令和7年10月から令和8年9月まで、家計調査の総世帯は令和7年10~12月期から令和8年7~9月期まで、消費者物価指数は令和7年10月から令和8年9月まで、毎月勤労統計調査は令和7年9月から令和8年8月までの期間の数値。

調査実施時点以降の社会経済情勢の変化

○　生活扶助相当支出の令和６年以降の対前年比変化を費目別に寄与度分解した。

○　総世帯・全年収階級における令和７年の生活扶助相当支出の対前年比＋3.7%に対し、令和７年の食料の寄与度は＋1.5%となっているなど、食料支出の伸びが、生活扶助相当支出の伸びに大きく寄与している。

○　２人以上・勤労世帯の年収階級第１・十分位における令和８年１～９月の生活扶助相当支出の対前年同期比は、＋8.9%と大きく増加しているが、費目別の寄与度を見ると、食料が＋3.6%、教養娯楽が＋3.5%（うち宿泊料＋1.5 %）、諸雑費が＋2.9%（うち他の諸雑費＋2.2%）と大きく寄与している。

【年平均】
総世帯
【全年収階級】

		令和７年 ※１	令和８年 ※２
生活扶助相当支出		+3.7%	+0.5%
寄与度	食料	+1.5%	+1.0%
	住居	－	－
	光熱・水道	+0.5%	▲0.7%
	家具・家事用品	+0.1%	+0.3%
	被服及び履物	▲0.0%	▲0.1%
	保健医療	+0.1%	▲0.0%
	交通・通信	+0.0%	+0.0%
	教育	－	－
	教養娯楽	+0.6%	+0.6%
	その他の消費支出	+0.8%	▲0.6%
	諸雑費	+0.5%	▲0.1%
	こづかい（使途不明）	▲0.1%	▲0.3%
	交際費	+0.2%	▲0.4%
	仕送り金	+0.1%	+0.1%

資料：家計調査公表データ

【年平均】
２人以上・勤労世帯
【年収階級　第１・十分位】

		令和７年 ※１	令和８年 ※２
生活扶助相当支出		+2.5%	+8.9%
寄与度	食料	+0.8%	+3.6%
	住居	－	－
	光熱・水道	▲0.1%	▲0.6%
	家具・家事用品	▲0.4%	+0.6%
	被服及び履物	▲0.2%	▲0.0%
	保健医療	+0.0%	+0.3%
	交通・通信	+0.2%	+0.4%
	教育	▲0.0%	+0.0%
	教養娯楽	+0.4%	+3.5%
	その他の消費支出	+1.8%	+1.1%
	諸雑費	+0.1%	+2.9%
	こづかい（使途不明）	▲0.2%	+0.4%
	交際費	+0.8%	▲1.2%
	仕送り金	+1.0%	▲1.0%

資料：家計調査公表データ

【年平均】
CTIミクロ（世帯人数調整あり）
【全年収階級】

		令和７年 ※１	令和８年 ※２
生活扶助相当支出		+3.2%	▲0.0%
寄与度	食料	+1.8%	+0.9%
	住居	▲0.0%	+0.0%
	光熱・水道	+0.6%	▲0.7%
	家具・家事用品	+0.1%	+0.3%
	被服及び履物	+0.1%	▲0.1%
	保健医療	+0.1%	+0.0%
	交通・通信	+0.1%	▲0.0%
	教育	+0.0%	▲0.0%
	教養娯楽	+0.7%	+0.3%
	その他の消費支出	▲0.1%	▲0.8%
	諸雑費	+0.2%	▲0.1%
	こづかい（使途不明）	▲0.0%	▲0.3%
	交際費	▲0.2%	▲0.4%
	仕送り金	▲0.1%	+0.0%

資料：CTIミクロ参考詳細表

【年平均】
総世帯
【年収階級　第１・十分位】

		令和７年 ※１	令和８年 ※２
生活扶助相当支出		+4.0%	+2.7%
寄与度	食料	+2.6%	+1.9%
	住居	▲0.1%	+0.0%
	光熱・水道	+0.8%	▲0.2%
	家具・家事用品	▲0.3%	+0.3%
	被服及び履物	+0.5%	▲0.6%
	保健医療	+0.4%	+0.6%
	交通・通信	▲0.4%	+0.1%
	教育	▲0.1%	+0.0%
	教養娯楽	+0.1%	+1.2%
	その他の消費支出	+0.5%	▲0.5%
	諸雑費	+0.6%	+0.0%
	こづかい（使途不明）	+0.2%	▲0.3%
	交際費	▲0.2%	▲0.5%
	仕送り金	▲0.1%	+0.2%

資料：家計調査特別集計

※１　令和７年は、生活扶助相当支出の対前年比の費目別寄与度を算出したもの。
※２　令和８年は、令和８年１～９月の生活扶助相当支出の平均額の対前年同期比について、費目別の寄与度を算出したもの。
※３　家計調査公表データによる年収階級第１・十分位は、総世帯について世帯年収が下位１０%に該当する世帯を年収階級第１・十分位として設定したもの。
　　家計調査特別集計の年収階級第１・十分位は、２～５人世帯について、世帯人員別に世帯年収が下位１０%に該当する世帯を年収階級第１・十分位として設定したもの。
※４　他の諸雑費には、信仰・祭祀費、祭具・墓石、冠婚葬祭費、非貯蓄型保険料、寄付金等が含まれる。

調査実施時点（令和６年）以降の消費動向の評価（案）

令和６年以降の消費動向

○　全国家計構造調査の実施年である令和６年から直近時点までの消費動向について確認を行った。
○　生活扶助相当支出の動向をCTIミクロによる総世帯・世帯人数調整ありの指標で見ると、「令和６年から令和８年９月までの伸び」及び「直近12か月までの伸び」のいずれも＋3.2%となっている。また、家計調査公表データによる全年収階級の消費の伸びを直近12か月までの伸びで見ると、総世帯で+3.3%、2人以上勤労世帯で+4.5%と概ね同程度となっている。
○　消費者物価指数及び賃金は、令和６年から直近12か月でともに４%台の伸びを示しており、物価及び賃金の上昇傾向が継続していることを背景として、消費は総じて増加傾向にあると考えられる。
○　また、費目別にみると、食料支出の増加が生活扶助相当支出の増加に大きく寄与しており、近年の食料価格上昇の影響が家計に強く現れていることが確認された。
○　一方で、年収階級第１・十分位の令和６年から直近12か月の伸びについては、指標によって伸び率にばらつきがあり、サンプル数の制約により、変動が大きくなっている影響も考えられる。

＜令和６年から直近12ヶ月の伸び率＞　※括弧書きは、令和６年から令和８年９月までの伸び率

- 家計調査特別集計による総世帯・第１・十分位　＋6.1%（+6.9%）
- 家計調査公表データによる総世帯・第１・十分位　＋0.6%（+1.8%）
- 家計調査公表データによる２人以上勤労者世帯・第１・十分位　＋9.2%（+11.6%）

※　+9.2%のうち、令和８年１～９月の伸び率が+8.9%であり、これの費目別寄与度を見ると、教養娯楽が+3.5%、諸雑費が+2.9%となっており、一部費目の影響が大きく現れている可能性があることに留意が必要。

※　家計調査特別集計値における2025年平均の標準誤差率は、2人以上勤労者世帯（第１・十分位）で1.1%、総世帯（第１・十分位）で1.9%となっている。

生活扶助基準改定に当たっての留意点

○　令和６年以降の生活扶助相当支出の動向をみると、CTIミクロによる伸び率や家計調査による全年収階級の指標による伸び率は、概ね同程度である一方で、第１・十分位の指標による伸び率は、指標によってバラツキがあり、特に２人以上勤労世帯・第１十分位の伸び率と全年収階級の指標による伸び率とは乖離がみられる。この点について、どのように考えるべきか。

○　そのほか、足元の消費動向を反映した基準改定を行うに当たって、留意すべき点はあるか。この消費動向の反映方法の整理については、今後、どのように活用していくことが考えられるか。